

鳥取県監査委員公告第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、鳥取県知事から平成21年2月9日付鳥取県監査委員公告第2号及び第3号で公表した監査の結果に関する報告に添付された意見に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成22年6月18日

鳥取県監査委員 山 本 光 範
 鳥取県監査委員 米 田 由 起 枝
 鳥取県監査委員 伊 木 隆 司
 鳥取県監査委員 山 根 眞 知 子
 鳥取県監査委員 内 田 博 長
 鳥取県監査委員 山 田 幸 夫

1 NPO法人との協働連携について

監査意見	講じた措置
<p>1 協働連携に関する県の取組状況</p> <p>協働連携推進課及び各総合事務所の協働連携に係る取組状況については、県民に分かりやすい情報提供や適切な相談対応、NPO法人等のコミュニケーションづくりが実施されており、協働連携の拡がりにつながることが期待される。</p> <p>しかし、NPO法人からの協働連携の事業化に向けた提案や相談が少ない現状であること、協働連携事業を行う上でNPO法人等が有する専門知識、ノウハウ、考え方等について県職員が十分理解して取り組んでいるとは言えないことなどを踏まえ、県職員の協働連携に向けた意識啓発により一層改善に取り組んでいくことが必要である。</p> <p>については、評価が高い取組事例を紹介したり、NPO法人等との業務を担当している職員の研修を行うなど、効果的な啓発活動を行われたい。</p>	<p>平成19年度から「協働提案事業化支援事業」を創設し、協働連携推進課内に「協働提案サポートデスク」を設置してNPO法人等が自ら企画立案した事業提案を受け付け、担当課を含めた関係者間で協議検討の上、事業化に結び付けている。</p> <p>協働連携に関する職員研修については、平成15年度から実施し、当初は理解を深める講義中心の研修であったが、実際に協働が実現するまでの具体的なプロセスを経験したい等の職員からの声を受けて、平成21年度からはNPO法人等を交えて職員が協働事業の企画立案を体験する実践研修を行っている。平成22年度にはNPO法人等との対話により地域課題を協働で解決するための手法を深く学ぶ研修等を予定している。</p> <p>また、平成22年度からは「鳥取力創造運動推進基金」を設置し、鳥取力創造運動に取り組むNPO法人等の活動を積極的に広報し、及び紹介するため、マスコミとのタイアップによるPR、応援・情報サイトの開設、活動表彰などを新たに行うこととしている。</p>
<p>2 NPO法人に対するアンケート結果による課題等</p> <p>県の協働連携の取組については、NPO法人から全般的に高い評価を受けていることがわかったが、協働連携事業を進める上でNPO法人と十分な意見交換が行われていないものも多くあることが認められた。</p> <p>については、今後の取組に当たっては、協働連携推進課や各総合事務所の協働連携の担当窓口、事業担当課も含めて積極的にNPO法人等との情報交換や意見交換に努め、NPO法人等の特性が活かされるよう取り組まれたい。</p>	<p>上記のように協働提案サポートデスクを設置して協働連携による事業化に取り組んでいる。</p> <p>また、NPO法人等の活動に対する職員の理解・関心も高まっており、平成21年度からは県民と連携協力して県政を推進するという庁風づくりを目標に、「湧き上がる力！アクションプラン～話す県庁・動く県庁～」で取り上げられた活動等を中心に実践活動に取り組んでいる。</p> <p>平成22年度は、様々な主体が協働連携して地域づくりに取り組み、県民の知恵と力の結集による「活力あ</p>

んしん鳥取県」の実施を目指す「鳥取力」創造運動を展開していくこととしており、地域づくりに意欲のある団体のネットワークづくりや必要な助成、表彰、情報誌の発行等を実施する予定である。

2 特別会計の運営等に係る事務について

監査意見	講じた措置
<p>1 用品調達等集中管理事業特別会計について（自動車管理事業（公用車リース））</p> <p>多額となっている自動車管理事業の繰越額については、各課等に割り当てる公用車使用単価の引き下げを行ったり、一定規模以上の繰越額は一般会計へ繰り出す基準を設けるなどして、適正な額となるよう検討されたい。</p> <p>2 収入証紙特別会計について</p> <p>(1) 収入証紙は、小売りさばき人がすべて買い取るため、小売りさばき人の活動の有無による証紙収入への影響はないが、県民が必要とする場所で収入証紙の取扱いが適切に行われているかについては、適宜、把握しておく必要がある。</p> <p>ついては、小売りさばき人の状況を定期的に照会するなどして常に把握するように努め、適正な管理を行われたい。</p> <p>(2) 収入証紙は収入印紙と混同されやすいため、収入証紙による申請等に慣れていない県民に対して引き続き十分な注意喚起を行われたい。</p> <p>3 県営林事業特別会計について</p> <p>(1) 板井原県有林及び富沢県有林では、今後ある程度計画的に収入が見込まれるものであり、保育等の投資も必要と考えられる。皆伐・再造林から針広混交林化への変更などの経営方針の重要な見直しも行われているので、その見直しを県営林長期経営計画に反映させるなど、より効率的かつ計画的に森林管理を行われたい。</p> <p>(2) 県行造林については、契約期間が50年と長く、</p>	<p>自動車管理事業の繰越額は、リース制度への移行に伴う公用車売却収入により一時的に多額となっているものであるが、平成22年度は運転士人件費相当額と物品売払収入相当額（合計160百万円）を一般会計に繰り出すこととした。繰越金が多額になった場合には、今後も同様に一般会計に繰り出す予定である。</p> <p>各小売りさばき人の販売状況について、少なくとも年1回調査し、把握することとした。</p> <p>平成21年3月に各小売りさばき人に対して、購入者が販売窓口（小売さばき所）で収入証紙と収入印紙を混同し誤って購入しないよう文書で協力依頼するとともに、ホームページ、県政だより、新聞等により、広く注意喚起を行った。</p> <p>今後も随時、注意を呼びかけていく。</p> <p>平成19年度の事業見直しでは、従来の皆伐や再造林では事業収支がマイナスになることから、択伐による針広混交林化へ経営方針を変更した。これを受けて県営林長期経営計画の見直しを検討していたが、平成21年12月に国が「森林・林業再生プラン」を策定したことを受けて、県においても、従来の長伐期施業中心の森林整備を改め、森林の立地条件、県民のニーズ、重視すべき森林機能に応じて森林を区分し、林業及び林産業の成長産業としての飛躍、県産材の利用拡大並びに県民参加の森林づくりを目指した「鳥取県森林・林業・木材産業再生プラン」を策定中である。県営林長期経営計画は、同プランに沿って平成22年度に改訂することとしている。</p> <p>平成21年度から2年間かけて、今後10年間（21～30</p>

死亡により契約の相手方が明確に把握されていない事例も見受けられる。満期になってから確認しては時期を失することもあるので、適宜に状況を把握するよう努められたい。

(3) 県営林事業が抱える様々な課題は、当時の国の林業政策に沿ったという事情があり、県の自助努力のみでこれを解決することは困難である。

については、他県と連携して、国等に対して県債の金利引き下げや償還期間の延長など、一層の林業支援策を講じるよう要望されたい。

4 県営境港水産施設事業特別会計について

(1) 魚市場関係施設は、整備後長期間が経過しており、今後施設の修繕に多額の経費を要することから、計画的に施設修繕を行い、修繕費の節減に努める必要がある。

については、境港水産事務所においては、コスト削減を図り施設運営を効率的に行うために、施設の修繕を行うための施設修繕計画の策定について検討されたい。

(2) 卸売市場の管理運営を指定管理者へ委託することにより、民間の活力を活かして卸売市場の管理運営が今以上に効率的かつ適切に行われるとともに、利用者にとって市場の利便性の向上が期待されている。

については、今後、制度導入の効果が十分発揮されるよう、指定管理者と緊密な連携を図られたい。

5 県立学校農業実習特別会計について

農業は、本県の基幹産業であるが、農業を取り巻く環境は、後継者問題をはじめとして厳しいものがある。その中で、農業の担い手を育成する教育を実践している智頭農林高等学校と倉吉農業高等学校の果たす役割は極めて大きいと思われる。

本特別会計は、高額備品や人件費などを一般会計から支出しており完全な独立採算制ではないが、今後の農業の担い手となる生徒たちの経営感覚を養っていくなどの面から、両校で農業実習経費について特別会計を設けて経理していくことの利点も多い。

については、現在の特別会計の仕組みの中で、経営感覚を持った農業の担い手育成のための教育効果について検証するとともに、引き続き独立採算の視点を活かした農業実習の運営に努められたい。

年度)の契約満了案件208件について、事前調査を実施する予定である。

平成21年度は、死亡、相続等により異動している契約者92件の調査を行い、残り116件については、22年度に調査を実施することとしている。

平成21年11月に「公有林野全国協議会」を通じて、金利負担の軽減策等について、林野庁に対し要望を行ったが、具体的な対応はとられていない。

今後も、引き続き、他県と連携しながら要望していく。

必要な修繕箇所や内容を把握するため、平成22年度に施設全体の劣化状況についての点検及び分析を調査する予定である。この結果を基に、今後の年度別施設修繕計画を策定する。

平成21年度の指定管理者制度導入に際し、境港水産事務所のスペースを活用し、指定管理者の事務所を隣接して設置した。

日常的に対面で情報交換を行い、円滑な意思疎通により緊密な連携を図っているところである。

生徒が農業実習や販売実習などの実体験を通して独立採算の難しさや達成感を学習することは重要と考えており、引き続き、以下のような取組により経営感覚を持った担い手育成に努める。

【智頭農林高等学校】

- ・ 種代、農業資材代、管理費等の生産コストの計算と市場価格等を参考にした販売価格の設定などを通じた経営感覚の実践学習
- ・ 自校ほ場で生産した米の粉を使った加工食品作り、リンドウなどの生産、演習林で育てた杉を加工する曲げワッパ作り等、生産・加工・販売までを一連化し、学校独自のブランド開発や付加価値を上げる商品化の工夫などに取り組み、地域の特産品となる生産品を目指した実習
- ・ スーパーマーケットや道の駅での販売等の実習と学校独自の販売ルートを探求し、生徒が直接消費者へ販売できる仕組みの検討

6 天神川流域下水道事業特別会計について

平成21年度から、指定管理者制度を導入してセンターの管理運営全般を公社へ委託することによりセンターの現場業務における不都合が解消されることが期待される。

については、本事業が円滑かつ効率的に運営されるよう、指定管理者と緊密な連携を図られたい。

7 港湾整備事業特別会計について

<鳥取港>

港湾施設使用料の収入が増加するよう関係者が努力されているところであるが、取扱貨物量の増加もなく、成果はあまり上がっていない状況である。

さらに、公共事業の大幅な減少や昨今の経済不況の影響もあり、鳥取港の利用促進については、厳しい状況であると言える。

については、鳥取市や鳥取港振興会等と連携して、姫鳥線の開通をにらみポートセールスを行うなど、引き続き鳥取港の利用促進を図られたい。

<米子港>

現在、米子港再生プロジェクトにより米子港再生のための取組が行われているところであるが、この取組は多くの関係者と幅広く連携して行うことが効果的である。

については、地元米子市及び民間事業者等との連携を強め、米子港再生基本構想の具体化に向けての取組を進め、米子港の活用・活性化を図られたい。

【倉吉農業高等学校】

- ・ 生産技術の習得とともに、それぞれのコスト計算等を通しての経営分析の学習
- ・ 地元の催しやスーパーでの販売、鳥取県のアンテナショップにおける販売、販売ルートの開拓等を通じた経営感覚の向上学習

定期的に、現場での施設運営状況、事務処理状況等の確認と意見交換などを行い、公社との緊密な連携をとりながら、施設の適切な管理運営を図っている。

平成22年3月に鳥取自動車道の県内区間が全線開通するなど、今後鳥取港のアクセスが大幅に改善することから、近年、特にポートセールスに努めてきた。

平成20年度には分譲制度の緩和（単価引下げ、分納制度導入等）を行い、停滞していた分譲が進んできている。また、クルーズ客船の寄港も増加の傾向にある。

今後とも、関係機関と連携しながら積極的にポートセールスを展開し、利用促進を図っていく。

平成21年度に職員から公募した米子港再生プロジェクトチームにより「米子港再生基本構想」の具体化に向けた再生イメージ案を作成し、米子市、民間事業者等と意見交換を行った。

平成22年度には、「米子港再生委員会」を設置して整備の方向性と再生に至る問題点等を整理し、施設整備、運営主体、整備スケジュール等について関係者に諮り合意を得た上で、基本構想の具体化を進めることとしている。